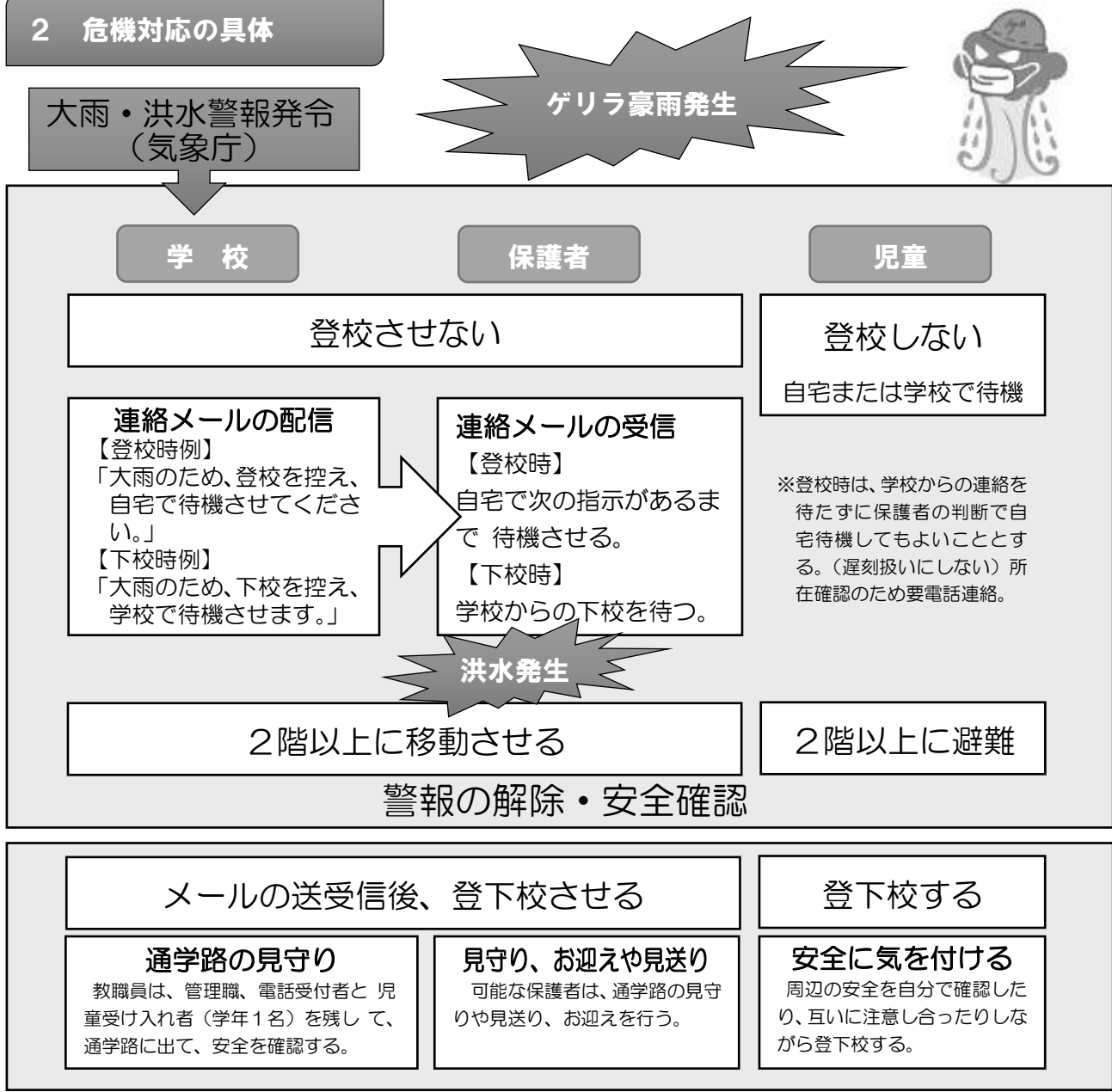


危機の状況 ゲリラ豪雨が発生した場合

1 危機対応の方向性

- 大雨警報や洪水警報が発令されている場合、すでにゲリラ豪雨（局地的集中豪雨）が発生している場合は、原則として児童を登下校させない。
- 洪水が発生した場合は、児童を2階以上に避難させる。
- 情報収集を迅速に行い、自宅または学校待機かを判断し、保護者に連絡する。
- 安全が確認できた段階で、児童の登下校を再開する。

2 危機対応の具体



※地域の浸水が進んでいる場合は、保護者への引き渡しも考えられる。
 ※給食食材の搬入状況を考慮し、安全状況と給食の提供を加味して登校の時刻を調整 するようにする。
 (給食は可能な限り提供する方向で検討する。)

3 予想させる危機の状況

活発な前線の通過に伴い、気象庁からは、大雨・洪水警報と雷注意報が発令され、しばらくして、天候が急変し、豪雨が発生した。

10 分間の雨量が 30mm を超えて、猛烈な雨が降り続く。傘をさしても全身が濡れ、激しく雨が落ちる音しか聞こえない状況で、視界も 2~3m 先がかろうじて見える程度で危険である。

すでに下水管等の排水能力を超え、道路には水があふれている。一部の側溝やマンホールから勢いよく水が逆流し、浸水被害も発生しそうな状況にある。通学路は児童が歩いて通れる状態ではなくなった。

【起こしたくない最悪の事態】

- ・児童が、通学路を通行中に水かさが一気に増し、足をすくわれてしまう。
- ・傘を差して登下校中の児童が、ハイドロプレーニング現象を起こして制御不能となった車やオートバイ等と衝突してしまう。
- ・水が引き始めた際に、側溝に向かう水の流れに足をとられてしまう。

4 危機予測の背景

近年、日本各地でゲリラ豪雨（局地的集中豪雨）による被害が発生している。

「東京都豪雨対策基本方針（改定）」(H26.6.30.)によると東京都における集中豪雨の被害は、区部西部付近や多摩西部に集中する傾向があって、雷雨性の集中豪雨については、台風・前線性の豪雨よりも 24 時間雨量が相対的に少ないという特徴があるという。

しかし、最近では平成 25 年 7 月 23 日に目黒区をはじめ世田谷区、大田区、品川区などの城南地区で 1 時間 50 ミリを超える降雨を記録し、500 棟が浸水するという被害が発生し、平成 26 年 9 月 10 日には、江戸川区小松川で 1 時間に 94.5 ミリ、降り始めから 160 ミリの雨量を観測して道路の冠水 14 件、床下浸水 14 件、床上浸水 18 件の被害に至る局地的豪雨が発生している。

また、平成 26 年 7 月 30 日から 8 月 20 までの間に、四国や京都・岐阜さらに広島市で局地的に集中豪雨があり土砂災害による多数の死者が発生させた「平成 26 年 8 月豪雨」も記憶も新しいところである。

今後は、本校の地域においても、ゲリラ豪雨の発生に十分配慮しなければならないと考える。

5 その他

洪水発生時には、学校は退避施設となるため、地域住民を 2 階以上に誘導する。1 階の教室の児童は、家庭科室、図工室、理科室に移動させ、その他の教室は必要最低限の教室を除き、避難者用スペースとして活用する。